

1 2月定例教育委員会議事録

1 日 時 令和元年12月18日（水）午前10時00分から

2 場 所 宗像市役所 本館3階 301会議室

3 出席委員	委員	宮 司 葉 子
	委 員	石 丸 哲 史
	委 員	釜 瀬 計
	委 員	大 庭 多 美 枝
	教 育 長	高 宮 史 郎

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長中野万由美、教育子ども部主幹指導主事安河内友美、教育政策課長中野道子、教育政策課指導主事毛利拓也、教育政策課指導主事村上暢崇、教育政策課指導主事出光洋文、学校整備プロジェクト室長狩野長江、子ども育成課長本田和徳、子ども育成課参事賀来元彦、図書課長織戸由美子、文化財課長樺島祐介、人権対策課長白木晋一郎、図書課図書館係長本田博子、子ども育成課子ども育成係長本田康浩、子ども育成課幼児教育係長瀧口啓太郎、人権対策課人権啓発調整係長田村泰貴、子ども育成課企画主査森由紀子、文化財課主任技師山田広幸、教育政策課政策係長福永貴志、教育政策課政策係主事鈴木夕貴
※傍聴 なし

5 （11/19定例）議事録の承認（資料1） 《承認》

6 議案

①議案第33号 宗像市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について《承認》

【高 宮 教 育 長】議案第33号宗像市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について事務局から説明をお願いします。

【文 化 財 課 長】議案第33号宗像市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱についてでございます。この議題につきましては8月の教育委員会で提案したものでございます。提案理由といたしましては、宗像市文化財保存活用地域計画協議会規則第2条第2項の規定により委員を委嘱するものです。次のページ裏面に委員の名簿案をつけています。定員12名につきまして12名の委員を挙げさせていただいております。区分としましては、文化財保護法の規定により区分しております。文化財の所有者といたしまして2名、学識経験者

の区分で4名、教育委員会が必要と認めるものとして地域づくり活動に奉仕されている2名、文化財保存活用団体3団体から1名ずつ3名、一般公募による市民代表として1名、計12名を提案いたします。ご審議をお願いいたします。

【高 宮 教 育 長】何かご質問ございませんでしょうか。宮司委員。

【宮 司 委 員】一般公募について、応募された方は何名いらっしゃいましたか。

【文 化 財 課 長】応募されたのは1名でした。

【宮 司 委 員】ありがとうございます。

【高 宮 教 育 長】他にございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 宮 教 育 長】議案第33号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】全員賛成で議案第33号は承認されました。

②議案34号 宗像市読書のまちづくり推進計画（後期）（案）の策定及びパブリック・コメントの実施について《承認》

【高 宮 教 育 長】宗像市読書のまちづくり推進計画（後期）（案）の策定及びパブリック・コメントの実施について事務局からお願いします。

【図 書 課 長】21ページ資料3及び別添の資料をご覧ください。21ページ資料3、宗像市読書のまちづくり推進計画（後期）（案）の策定及びパブリック・コメントの実施についてです。平成28年3月に策定した宗像市読書のまちづくり推進計画の中間年である今年度に見直しを行います。見直しにあたっては、宗像市市民参画、協働およびコミュニティ活動の推進に関する条例第8条に基づき、パブリック・コメントを実施いたします。後期計画は、宗像市民図書館協議会に諮りながら策定を行いました。22ページには、令和元年11月25日に宗像市民図書館協議会より宗像市読書のまちづくり推進計画の中間見直しについての答申をいただきましたので載せております。宗像市読書のまちづくり推進計画概要版と本編を別につけておりますので、内容について本編で簡単に説明をさせていただきます。宗像市読書のまちづくり推進計画は図書館法、子どもの読書活動の推進に関する法律、文字活字文化振興法、学校教育法に基づき、平成28年3月に策定いたしました。この計画は、単年度ごとに実施計画を設定し、着実に推進してきました。中間となる今年度、これまでの成果や取組内容等を検証するとともに、社会情勢の変化を踏まえ、より具体的、実効性のある内容となるよう計画の見直しを行いました。今後は、読書の質である読み解く力、要約する力、分かりやすくまとめて伝える力などの読解力向上を目指した能動的な読書を目指す必要があります。乳幼児期からの読書習慣の形成が必要だと考えております。計画の見直しは後期5年間の方向を示すものです。2ページに体系表を載せておりますのでご覧ください。今回は、後期計画であるため、基本理念である読書で輝く未来を築くまち、および3つの基本方針である本は人生のパートナー、読書がつなぐ市民の輪、読書と学びを支える図書館に変更はありません。3ページからは具体的な取組です。8ページまでが基本方針1に

なっております。3、4ページの乳幼児期は、ブックスタートや発達段階に応じたおはなし会の実施、えほんのへやに読書相談員を配置するなど、乳幼児期の子どもと保護者に対応してきました。学習指導要領が改訂され、伝統や文化に関する教育の充実の中に幼稚園ではわらべうたに親しむこととあり、保育所、幼稚園、認定こども園の教職員を対象としたわらべうた講座を今回、新規事業として挙げております。5、6ページの小・中学生期は、学校で朝読の実施やおすすめ本リスト作成、学校司書によるブックトークや図書文化委員による様々な読書活動を行ってきましたが、低学年からの読書習慣の形成が重要なことから、学校だけではなく家庭での読書活動が大切であるため、後期は家読事業にも取組みます。7、8ページは、高校生期から大人への取組です。高校生へのおすすめ本リスト作成、作家を招聘しての講演会や講座などを実施し、市民の読書活動を推進しました。引き続き講演会とイベントは実施いたしますが、2大学とは相互貸借だけでなく、大学教員による講座や学生が参画できる図書館事業も検討したいと考えております。また、高齢者が多くなり来館できなくなったときの配本方法として高齢者への本の宅配サービス事業が必要かどうかの検討も行っていきたいと思っております。9～12ページは基本方針2になります。コミュニティ・センターや市民団体、ボランティアとの連携事業や読書月間を設定して、様々な事業を展開してきました。後期は読書月間のさらなる啓発とともに地域や関係機関等と連携協力して、読書の楽しさを共有できるイベントや事業を図書館内にとどまらず、地域で展開していきます。13ページからは基本方針3です。13ページからの学校図書館ですが、各学校に学校司書を配置し、読書センター、学習・情報センターとして学校図書館を整備してきました。また、学校図書館と公共図書館が連携し、調べる学習コンクールや読書リーダー・サポーター養成講座等の事業を展開し、読書活動を推進しました。後期もこれらの事業を引き続き行うとともに、学習指導要領の総則で学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に活かすとともに、児童生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動を充実することと、学校図書館の活用が明記されたことから学校図書館を活用した授業の充実を図る必要があります。学校図書館の段階的な地域開放については、可能かどうかを後期に検討します。16ページからは市民図書館です。市民図書館では助成金を活用し、情報視聴コーナーを充実させ、電子図書館サービスを導入しました。また、国立国会図書館レファレンス協同データベースに参加し、レファレンスサービスの充実を図りました。令和元年6月に読書バリアフリー法が施行されたこともあり、後期は本年度導入した電子図書館サービスを充実していきます。後期の目標指標については、本編21ページにまとめて掲載をしました。今後のスケジュールについては、24日の庁議に提案し、1月6日から2月5日にパブリック・コメントを行う予定にしております。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【高 宮 教 育 長】それでは、少し量が多いですが、なにかご質問がありましたらお願いします。

【釜 瀬 委 員】私は、図書館や読書は疎遠の人間だったのですが、教員になってやはり読書の大切さを痛切し、極力、図書館に足を運ぼうという気持ちになったのですが、宗像市

の図書館教育活動はいろんな取組がなされております。7ページで、高校図書館との情報交換、大学との連携、実習の受け入れ、学生ボランティアの参画と記載がありますが、支障がなければ、どこの高校や大学と交流をしているのか教えてください。

【図 書 課 長】高校は、宗像高等学校と東海大学付属福岡高等学校にお伺いして、お話を聞かせていただいたりしております。大学について、福岡教育大学においては、先日教育委員会でも報告させていただきましたように、司書教諭養成講座で図書館司書が大学の授業に参加させていただいております。学生ボランティアは、図書課のイベントと日程が合わず参加が難しいのですが、今後は、学生が市民図書館の事業に参画できるよう、日程等を考慮していきたいと思っています。日本赤十字九州国際看護大学については、ビブリオバトル等に学生が参加してくれています。

【高 宮 教 育 長】それでは他にございませんでしょうか。

【石 丸 委 員】A3サイズの資料がとても分かり易く、何に重点を置かれているかというのがよく分かります。お尋ねですが、基本方針3のところの、レファレンスサービスというのは子どもたちも含まれていますか。

【図 書 課 長】レファレンスサービスは全ての方が対象ですので、子どもにも対応しております。

【石 丸 委 員】読解力は、今、話題になっている言葉です。調べる学習コンクールとレファレンス機能は非常に関係性が強いものであり、図書課は、リテラシー教育を実現できると思いますので、ぜひ、調べる学習コンクールとレファレンス機能をうまくリンクしていただければと念じております。よろしくおねがいします。

【高 宮 教 育 長】他にございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 宮 教 育 長】議案第34号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】全員賛成で議案第34号は承認されました。

③議案35号 福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会委員の推薦について《承認》

【高 宮 教 育 長】それでは、福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会委員の推薦について事務局からお願いします。

【教育政策課長】議案35号についてご説明いたします。福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会委員の推薦についてです。27ページ資料5をご覧ください。提案理由でございます。令和3年度から使用する中学校用教科用図書を採択するため、福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会規約第4条の規定に基づき、宗像市教育委員会から委員を1名推薦するものでございます。28ページをご覧ください。協議会からの推薦依頼文書です。

今年度は宗像市から釜瀬委員を推薦し、釜瀬委員が当該協議会の会長を務められているところでございます。29ページをご覧ください。推薦者の選考に当たっての留意事項でございます。1 教育長を除く教育委員から選出すること、2 令和2年8月31日まで教育委員として在職していること、4 教科書の著作・編集活動の協力等、関係を有するもの以外となっております。石丸委員は現在の任期が令和2年の5月までとなっておりますので、釜瀬委員、宮司委員、大庭委員の中から、ご推薦いただくことになります。事務局案を申しますが、本年度は釜瀬委員にお願いしているところですが、来年度も引き続きお願いできないかと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

【高 宮 教 育 長】議案第35号についてご質問ご意見があればお願いします。

【各 委 員】特にありません。

【高 宮 教 育 長】それでは、推薦も含めて議案第35号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】全員賛成で議案第35号は承認されました。

④議案36号 宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について《承認》

【高 宮 教 育 長】次は議案36号になります。宗像市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令について事務局からお願いします。

【教育政策課長】教育政策課中野です。議案36号宗像市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について説明申します。33ページ資料6をご覧ください。提案理由でございます。地方自治法施行規則の改正が令和2年4月1日に施行することに伴いまして、宗像市教育委員会事務決裁規程を改正するものでございます。34、35ページをご覧ください。内容は地方自治法施行規則に地方自治体の歳出予算の執行科目が規定されておりまして、その中の7節賃金が削除されることになります。それに伴いまして、市の規程からも削除するものです。施行は地方自治法施行規則にあわせて令和2年4月1日を施行としています。以上です。

【高 宮 教 育 長】ご質問はございませんでしょうか。

【各 委 員】特にありません。

【高 宮 教 育 長】議案第36号について承認していただける方は挙手をお願いします。

【各 委 員】はい。(挙手)

【高 宮 教 育 長】全員賛成で議案第36号は承認されました。

7 協議

協議1 宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例の制定について《承認》

【高 宮 教 育 長】それでは協議1 宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例の制定について、事務局からお願いいたします。

【人権対策課長】宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例の制定についてでござ

います。協議理由としましては、日本国憲法及び差別解消を目的とした諸法令の理念にのっとり、本市において、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別のない社会を実現することを目的として、宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例を制定することについてご意見を求めるものでございます。38ページをご覧ください。ここに条例制定の背景について記載しています。こちらについて読み上げていきたいと思います。平成28年に人権三法（部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行されております。このことを受けて、全国の自治体でこれらに係る条例制定に向けた動きが出ているところでございます。福岡県では、平成29年に福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例を施行し、本年3月に福岡県部落差別の解消の推進に関する条例を施行しております。また、県内の多くの自治体でも、部落差別解消に関する条例、あるいはあらゆる差別の解消に関する条例が制定、検討されているところでございます。本市におきましては、平成15年の宗像市と玄海町の合併の協議において、人権擁護に関する条例を新市で検討することにしておりましたが、現時点において、まだ制定していない状況でございます。そのような状況の下、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて、基本理念や市等の責務、教育・啓発活動の充実等を定める条例を制定することとしております。策定までの経緯でございますが、庁内で検討委員会を立ち上げて、3回の会議を行っております。まず、議論の内容としましては、差別の対象、条例名、条文の要綱等々について議論を行っております。そして今回の条例案の概要でございます。全8条の「目的、市の責務、市民党の責務、相談体制の整備、教育及び啓発活動の充実、推進体制の充実、実態調査等、委任」からなる理念条例としております。今回教育委員会に対しては、教育の観点から本条例案についてご意見をいただきたいと考えているところでございます。今後のスケジュールも載せておりますが、3月議会には上程したいと考えております。以上でございます。

【高 宮 教 育 長】協議事項となっておりますので、どうぞ忌憚のないご意見質問等出していただければと思います。

【釜 瀬 委 員】お尋ねですが、1行目の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、漢字で障害と記載されており、6行目の福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例では、平仮名で障がいと記載があるのですが、条例名に合わせているのか、使い分けをされているのかどうかお尋ねします。

【人権対策課長】確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

【高 宮 教 育 長】確認をお願いします。それでは他にご質問ないでしょうか。

【石 丸 委 員】第7条に、必要に応じその実態に係る調査等を行うとあるのですが、どのような調査を想定しているのでしょうか。

【人権対策課人権啓発調整係長】基本的には、市で市民アンケート等を行っておりますので、市民アンケート等を想定しています。また、それぞれ個別の計画を立てる場合におきましては、その都度、実態調査等を行うことがございますので、そのようなものを想定しております。

【石 丸 委 員】ありがとうございます。

【人権対策課長】教育長、先ほどの釜瀬委員のご質問の回答をよろしいでしょうか。法律と条例の障がいの「がい」の書き方についてですが、それぞれ、資料に記載されてる表記が正しいので、このままでお願いします。

【釜 瀬 委 員】ありがとうございます。私は配慮して使い分けをされているので、素晴らしいなということです。

【高 宮 教 育 長】他にご意見等はございませんか。それではこれで協議1を終了したいと思います。

協議2 第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）の策定及びパブリック・コメントの実施について《承認》

【高 宮 教 育 長】それでは協議2に入ります。、事務局からお願いします。

【子ども育成課長】協議事項の2、第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画（案）の策定及びパブリック・コメントの実施についてです。子ども・子育て支援新制度が平成27年度にスタートいたしまして、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務化されております。今回、宗像市子ども・子育て支援事業計画が今年度終了することに伴いまして、次期計画案を令和2年度から6年度までの5ヶ年計画として策定するものでございます。策定にあたりましては、宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第8条に基づきまして、パブリック・コメントを実施する予定でございます。詳細につきましては、担当が説明いたします。よろしくお願いします。

【子ども育成課企画主査】よろしくお願いします。本日お配りしておりますA4の第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画の変更点も一緒に説明させていただきます。こちらは、資料を配布した後に、宗像市次世代育成支援対策審議会からの意見を受け、修正した部分を記載しております。では、カラー刷りのA3の資料で説明させていただきます。まずこの計画の位置づけですが、第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、宗像市子ども基本条例、子どもの貧困対策の推進に関する法律の4つの法律を包含した総合的な計画となっております。第1期計画が平成27年から本年度までであり、この現計画の総括といたしまして、第1期計画では「子どもの未来が育つまちむなかつた」を基本理念として「子どもの最善の利益」の保証と、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、各事業を実施してきました。概ね計画通りに実施できたと評価しております。平成30年度にニーズ調査及び子ども・子育て支援関係施設担当者ヒアリング調査を行っております。それを基に、宗像市の子ども・子育ての課題を下の（1）（2）（3）で示しております。まず1番目に多様な子育て環境に対する保護者への支援が必要、2番目に子育て家庭が孤立しないよう地域の協力体制が必要、3番目に切れ目のない支援を行うために子ども関係施設の連携体制が必要だという宗像市の課題が出てきました。これを基に、第2期計画の基本理念は、「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかつた」とし、この基本方針は、宗像市子ども基本条例の3本柱の1つであります大

人の責務を保護者、市民、子ども関係施設のそれぞれが果たすことができるよう市が支援していくことを掲げております。まず、基本方針の1番目に保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します。基本方針2番目に市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します。3番目に子ども関係施設が子どもの生きる力を育めるよう支援します。次の施策カテゴリーですが、各基本方針に対する施策カテゴリーを掲載しております。この中で、基本方針2の(2)をご覧ください。地域の教育力の向上としておりますが、(5)地域で取り組む子育て支援の中にある事業の括りが同じで、分かりづらいという意見があり、(2)地域の教育力の向上を削除し、(5)の中にまとめた形に変更しています。それに伴いまして、計画書55ページの文章等も削除しております。続きまして、基本方針の3番目において、施策カテゴリーの(2)幼児教育の充実についても、事業概要の中では保育所関係のことも記載がありますので、カテゴリーの名称を幼児教育・保育環境の充実に修正しています。各事業を行っていくにあたり、今回の第2期計画では、基本的視点を掲げております。この基本的視点については、第1期宗像市子どもの未来応援計画の中で、事業推進の4つの視点を掲げておりました。この視点をそのまま引き継ぐ形で、第2期宗像市子ども・子育て支援事業計画にも、事業推進にあたってこの基本的視点を引き続き定めております。基本的視点ですが、①子どもの権利を保障する視点、②気づき・見守る視点、③切れ目のない支援でつなぐ視点、④自己肯定感を育成する視点、これらの視点を持って各事業に取り組んでいきたいと思っております。今後ですが12月24日の庁議を経まして、来月1月7日から2月7日まで、パブリック・コメントを実施したいと思っております。説明は以上です。

【高 宮 教 育 長】では、何かご質問ございませんでしょうか。

【大 庭 委 員】とてもよく分かりやすかったです。幼児教育の充実のところで、全国的にも日の里西保育園のことがニュースになりました。あの事件のようなことが今後起きないようにという希望のもと、対策についてどのように盛り込まれているのか教えていただいてもよろしいですか。

【子ども育成課企画主査】すみません、今後追加する形にはなりますが、計画書の44ページの1番に施設型給付・地域型保育給付事業の事業概要の中に「保育所等の健全運営を支援する。」という文言を盛り込みたいと思っております。

【高 宮 教 育 長】他にご質問があればお願いします。

【宮 司 委 員】先ほどおっしゃった、保育園の健全運営の支援について、どのような文言を入れるのか再度教えてください。

【子ども育成課企画主査】計画書の44ページ1番目の施設型給付・地域型保育給付事業の中の事業概要がございます。その中に保育所等の健全運営を支援するという文言を加えます。

【宮 司 委 員】概要の文章の中のどこに入れるのですか。

【子ども育成課企画主査】一番最後のところです。

【宮 司 委 員】ありがとうございます。もう一つよろしいですか。A4の変更点についてご質問ですが、学童保育所管理運営事業を追加した理由を教えてください。

【子ども育成課企画主査】宗像市では学童保育所を吉武地区と赤間地区のコミュニティ運営協議会

が運営しております。吉武小学校と赤間小学校の学童保育所です。他のコミュニティ運営協議会で学童保育所の運営をやりたいというところがありましたら、それを市としては支援していきますということです。同じ44ページ3番には、市全体の学童保育所の運営事業としては掲載しているんですけども、これと別で地域、市民が行う子育て支援の取組として追加で入れております。

【宮 司 委 員】ありがとうございます。それと関連して、知らなかったのを教えてもらいたいのですが、今言われていた吉武地区と赤間地区が学童保育をしてるのですか。

【子ども育成課企画主査】学童保育所については、指定管理者制度をとっており、吉武地区と赤間地区は、実際の運営をコミュニティ運営協議会が行っています。

【宮 司 委 員】では他の各小学校とは違う仕組みですか。

【子ども育成課企画主査】指定管理者制度はどこの学童保育所も採ってしまして、他のところはシダックスが運営しています。

【子ども育成課子ども育成係長】学童保育所の運営については、平成23年度に吉武地区コミュニティ運営協議会が吉武小学校の学童保育所をぜひやりたいと申出があり、それを受けて市で検討し、平成26年度から吉武小学校の学童保育所の運営を吉武地区コミュニティ運営協議会が行っています。平成28年度には赤間地区コミュニティ運営協議会から赤間小学校の学童保育所をやりたいと言われましたので、平成30年度から学童保育所の運営に取り組んでいるところです。それを市として評価した結果、しっかり放課後児童健全育成事業ができていると評価しておりますし、また地域の教育力の向上にもつながっていると考えておりますので、他のコミュニティでもやりたいというところがあれば、市としてしっかり支援していきたいと考えているところです。ただ、コミュニティ運営協議会の会長会、事務局長会にこういったお話をしているところではありますが、まだ具体的なコミュニティの新しい動きはありません。

【宮 司 委 員】学童保育所で行っている内容に違いはありますか。

【子ども育成課子ども育成係長】平日のスケジュールは、ほとんど変わらないのですが、コミュニティ運営協議会が運営してる学童保育所では、長期休暇期間中に行っているイベント行事に地域のシニアクラブさん、民生委員さんなどコミュニティ運営協議会を構成している団体さんに関わっていただいていることがあります。

【宮 司 委 員】分かりました。ありがとうございます。

【子ども育成課参事】私も吉武地区の学童に何度か行かせていただいたのですが、地域の方たちは地域の子どもの課題をよく分かっているしやるので、地域の方が運営することで、その課題に応じた保育ができるという良さがあるので、市としても子どもの育ちがより良い方向に行くので、進めていきたいと考えています。

【宮 司 委 員】ありがとうございます。

【子ども育成課長】基本的に、仕様書の中で全小学校の学童保育の時間は統一しているため、保育の時間が学童保育所によって違うことはありません。ただ、地域との関わりや行事への関わりなどについては、コミュニティ運営協議会が運営しているところは特色があるかと

思います。しかしながら、民間は民間の良さがあり、実施していただいている状況でございます。

【宮 司 委 員】教えていただいております。ありがとうございました。

【高 宮 教 育 長】他に質問はございませんでしょうか。

【石 丸 委 員】A3の紙に記載されている、4つの基本的視点についてお尋ねします。この基本的視点は、宗像市の子ども子育ての課題を反映しているものですか。

【子ども育成課企画主査】この基本的視点の4つは、子どもの貧困対策の推進に関する法律を受け、宗像市子どもの未来応援計画を平成29年度に策定した際に、基本的視点を決めたことが始まりです。今回第2期の宗像市子どもの未来応援計画を今回の子ども・子育て支援事業計画は含んでいるものですが、第1期の未来応援計画で作っていた基本的視点は、どの視点についても宗像市の子どもにとって必要不可欠な視点であり、是非引き継いでいくべきだと考えているため、変更していません。

【石 丸 委 員】計画のところに都市ブランドの実現と銘打っておられるので、課題解消のために特にこの点に目をつける、つまり従来のところを引き継いで視点を決めたのではなく、この3つが重要課題なので、この点にしっかり着目していくということで出来上がったのではないかと思ったわけです。しかし、従来ものの引継ぎという解釈でよろしいのですか。これに関連してですが、基本方針が3つあります。そしてその下に、その施策を3つにカテゴライズして整理したわけですね。

【子ども育成課企画主査】はい。

【石 丸 委 員】ありがとうございます。

【高 宮 教 育 長】他にございませんでしょうか。

【釜 瀬 委 員】体育施設管理、学校施設開放事業についてよろしいですか。スポーツ系では体育館などがイメージができるのですが、その他に、文化活動などで、学校施設を利用しているところがあるのか、もしくは情報として何か把握しているのかあれば教えてください。今後、教育活動は小中一貫コミュニティ・スクールの推進というところでもっと地域やコミュニティの方々の連携をしてご協力ご支援いただかなきゃいけない状況です。その際、学校の施設を使用する際には、校長の管理下なのか、そうではないのかや、文化関係の活動で学校の施設を借りている団体があるのかなど把握されてるのであれば教えてください。私が学校に訪問したときに校長先生に何か悩んでいることがないかとお聞きした際に、学校を他の団体等が利用したときには、学校の施設設備の管理はずっと校長なのか、もしくは、時間外にコミュニティの会合が行われる場合は、施設責任者が校長からコミュニティに移るのかと懸念されていました。個人的には学校の施設は地域のものだと考えていますので、責任者については、17時以降は例えば地域のコミュニティの会長とか、使用する団体の責任者になるのかなど、今時点の考えや、情報があれば教えてください。

【高 宮 教 育 長】いかがでしょうか。どうぞ。

【学校整備プロジェクト課】今現在は、学校施設の使用については、学校開放と呼んでおり、文化スポーツ課が所管しています。釜瀬委員のおっしゃったようにスポーツが主たるところであ

り、主に体育館やグラウンドを開放しているのが現状です。非常に限定的なお話にはなりますが、私が今携わっております城山中学校の改築では、地域交流室というものを設けようとしておりまして、釜瀬委員がおっしゃったように極端に言えば校長先生の許可を得ずとも地域の方が活用できるというような動線も含めて今検討しておりますので、一つのモデルの形として城山中学校が今後そういった形を目指すことができるかなと思っています。以上です。

【釜 瀬 委 員】よろしくお願いします。

【高 宮 教 育 長】では、その他にご質問があればお願いします。

【石 丸 委 員】文言のことですが、41ページの7行目に「保幼認小連携」というのがあるんですが、この「認」というのは「認定こども園」のことですか、「認可保育所」のことですか。

【子ども育成課企画主査】認定こども園のことです。

【石 丸 委 員】認定こども園の「認」とは一般的に言われているんですね。「保幼小」というのは聞いたことがあるんですが、「保幼認小」といいますと、どうなのでしょう。

【高 宮 教 育 長】どうでしょうか。

【子ども育成課幼児教育係長】市内での呼び方になりますが、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校の連携ということを表すものとして「保幼認小」という呼び方をしております。

【石 丸 委 員】「認」というと「認可保育所」など、「認証」や「認定」などこれに関わる施設がたくさんあるので、あるところでは、平仮名で「こ」と書いて「保幼こ」と示すところがあります。こちらの方がはっきりと認定こども園のことだと分かるので「認は認定こども園を指す」などと注記を記載する必要があるのではと思いました。以上です。

【子ども育成課幼児教育係長】一般的な用語を確認しまして、一般的な用語でない場合は注記を加える形で対応したいと思います。

【石 丸 委 員】お願いします。

【高 宮 教 育 長】他にございますでしょうか。ないようでしたらこれで協議事項2について終了したいと思います。

8 報告

【教育子ども部】

<図書課>

- 1 図書館まつりについて
- 2 読書月間について
- 3 クリスマスおはなし会

<学校整備プロジェクト室>

1 城山中学校改築だよりについて

<教育政策課>

1 学校支援訪問報告について

2 宗像市学校薬剤師について

3 12月学校の日について

4 行政報告について

5 後援報告について

9 イベント周知

1 わくわく体験報告会

【高 宮 教 育 長】 次回開催予定日は、令和2年1月28日火曜日の午後1時から304
会議室にて開催します。

令和 2 年 / 月 28 日

高宮史郎

釜瀬 計